

平成28年11月10日  
東北森林管理局

### 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

岩手県岩手郡岩手町大字川口第44地割15-2  
有限会社 白樫林業

2. 指名停止措置期間

平成28年11月10日から平成29年2月9日まで (3カ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

有限会社白樫林業は、東北森林管理局盛岡森林管理署長と平成28年4月28日に締結した造林事業請負契約において、事業期間内の完了が困難であるとして事業完成不能届を提出し、契約解除に至った。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については3カ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務企画部 経理課長 白戸 副康

電話018-836-2070